

四国 6 水系既存利水ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場

運営規約

(名称)

第 1 条 本会は、「四国 6 水系既存利水ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場」（以下「協議の場」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議の場は、記録的豪雨災害となった平成30年 7 月豪雨や令和元年の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存利水ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し、洪水調節機能を強化できるよう、四国管内の 6 水系について関係者の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講ずることを目的とする。

(組織の構成)

第 3 条 協議の場は、別表の職にある者をもって構成する。

2 協議の場の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表の職にある者以外の者の参加を協議の場に求めることができる。

(実施事項)

第 4 条 協議の場は、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議で定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき実行するための協議を実施する。

(公開)

第 5 条 協議の場は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議の場に諮り、非公開とすることができる。

(資料等の公表)

第 6 条 協議の場に提出された資料については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議の場の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第 7 条 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省四国地方整備局河川部が行う。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関する必要な事項は、協議の場で定めるものとする。

(付則)

この規約は令和 2 年 1 月 22 日から施行する。

四国 6 水系既存利水ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場 構成員名簿

徳島県 企業局 事業推進課長
 高知県 公営企業局 電気工水課長
 四国電力(株) 再生可能エネルギー部長
 電源開発(株) 西日本支店支店長代理
 住友共同電力(株) 発電部技術チームリーダー

農林水産省中国四国農政局 農村振興部長
 農林水産省中国四国農政局 農村振興部 設計課長
 徳島県 農林水産部 農林水産基盤整備局 生産基盤課長
 愛媛県 農林水産部 農業振興局 農地整備課長

国土交通省四国地方整備局 河川部長
 国土交通省四国地方整備局 河川部 河川調査官
 国土交通省四国地方整備局 河川部 河川情報管理官
 国土交通省四国地方整備局 河川部 地域河川調整官
 国土交通省四国地方整備局 河川部 河川計画課長
 国土交通省四国地方整備局 河川部 河川管理課長
 国土交通省四国地方整備局 河川部 地域河川課長
 国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所長
 国土交通省四国地方整備局 那賀川河川事務所長
 国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所長
 国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所長
 国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所長
 国土交通省四国地方整備局 中筋川ダム総合開発工事事務所長
 国土交通省四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長
 国土交通省四国地方整備局 大渡ダム管理所長

水資源機構 吉野川本部 施設管理課長
 水資源機構 池田総合管理所長

徳島県 県土整備部 流域水管理課長
 高知県 土木部 河川課長